

令和6年度 宇城市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託 提案書評価基準

1 概要

提案者の提案について、次に定める基準で評価する。

2 評価方法

(1) 評価者

「令和6年度 宇城市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置し、各委員が各提案についてそれぞれ絶対評価にて評価を行う。

(2) 提案

提案者からの提案内容を、提出書類及びプレゼンテーションを通じそれぞれ次の基準により評価する。

提案の評価は、提案者から提出された提案書をもとに、プレゼンテーションを通じて評価を行うこととする。提案の採点方法は、プロポーザル実施要項及び仕様書に記載している事項について、提案書の構成それぞれに割り当てられた配点の合計を採点結果とする。

3 評価項目の設定

別表第1及び第2のとおり、評価項目を設定する。

4 受託候補者の選定

提案者の提案内容により、評価基準に基づき独立して提案者の提案の優劣を判定し、評価委員会において、委員の判定に基づく採点の合計点により基準点以上を満たす者の中から一位の者を決定する。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、委託料の安価な者を受託候補者として選定する。なお、評価点が同点で提案金額が同額である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の最高点の者を受託候補者として選定する。

5 提案者が1者又は参加申込みがない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該参加者を受託候補者とする。また、基準点に満たない場合、又は提案者の参加が無い場合は再度検討する。

なお、基準点は評価点の60%とし、総合評価点を委員の数で除して算出した値と比較する。

評価表案

別表第1（第6条関係）より第一次審査評価欄（1頁、2頁）

評価項目	評価の視点	評価基準
経営規模	経営規模は妥当か	参加表明書提出時点において、以下の資本金を有しているか。 5点 資本金1億円以上を有する。 3点 資本金5,000万円以上を有する。 1点 資本金1,000万円以上を有する。 0点 資本金1,000万円未満
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か（水道）	令和5・6年度宇城市競争入札参加資格審査申請書において、企業が雇用している 技術士（上下水道部門—上水道及び工業用水道） について以下の技術者数を有しているか。 10点 100人以上を雇用している。 6点 50人以上を雇用している。 3点 25人以上を雇用している。 0点 25人未満。
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か（下水道）	令和5・6年度宇城市競争入札参加資格審査申請書において、企業が雇用している 技術士（上下水道部門—下水道） について以下の技術者数を有しているか。 10点 100人以上を雇用している。 6点 50人以上を雇用している。 3点 25人以上を雇用している。 0点 25人未満。
業務の遂行能力 （地域精通度）	企業の業務実績 （近隣エリアにおける過去の業務実績）	平成26年4月1日以降に以下のいずれかの実績があるか。 15点 九州管内において、人口5万人以上の自治体における上下水道事業を対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績 8点 全国において、人口5万人以上の自治体における上下水道事業を対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績 4点 全国において、人口5万人以上の自治体における上水道事業、もしくは下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績 2点 全国において、自治体における上水道事業、もしくは下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績
業務の遂行能力	配置予定技術者の実績（管理技術者）	平成26年4月1日以降に、配置予定技術者が管理技術者として以下の業務に従事した実績があるか。 15点 九州管内において、人口5万人以上の自治体における上下水道事業もしくは上水道事業または、下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。 10点 全国において、人口5万人以上の自治体における上下水道事業もしくは上水道事業または、下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。 5点 全国において、自治体における上下水道事業もしくは上水道事業または、下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。
業務の遂行能力	配置予定技術者の実績（照査技術者）	平成26年4月1日以降に、配置予定技術者が管理技術者もしくは照査技術者として以下の業務に従事した実績があるか。 15点 九州管内において、人口5万人以上の自治体における上下水道事業もしくは上水道事業または、下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。 10点 全国において、人口5万人以上の自治体における上下水道事業もしくは上水道事業または、下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。 5点 全国において、自治体における上下水道事業もしくは上水道事業または、下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。

業務の遂行能力	配置予定技術の実績（担当技術者（下水道））	<p>配置予定の担当技術者（下水道）について、下記のいずれかの資格、及び平成26年4月1日以降の従事実績があるか。</p> <p>5点 技術士（上下水道部門ー下水道）の資格、及び人口5万人以上の九州管内自治体における下水道事業を対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。</p> <p>3点 全国において、人口5万人以上の自治体における下水道事業を対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。</p> <p>1点 全国において、自治体における下水道事業を対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。</p>
業務の遂行能力	配置予定技術の資格（担当技術者（上水道））	<p>配置予定の担当技術者（上水道）について、下記のいずれかの資格、及び平成26年4月1日以降の従事実績があるか。</p> <p>5点 技術士（上下水道部門ー上水道及び工業用水道）の資格、及び人口5万人以上の九州管内自治体における上水道事業を対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。</p> <p>3点 全国において、人口5万人以上の自治体における上水道事業を対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。</p> <p>1点 全国において、自治体における上水道事業を対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務を実施した実績を有するか。</p>
業務の遂行能力	業務に対する社内体制が妥当か。	<p>配置予定技術者に対して、以下の評価を行う。</p> <p>5点 九州管内に勤務する技術者を1名以上配置し、業務に対して迅速に対応できる体制を構築可能か。</p> <p>0点 上記に該当しない。</p>
業務の遂行能力	業務に対する社内体制が妥当か。	<p>社内の協力体制構築について、以下の評価を行う。</p> <p>5点 上下水道事業の会計に精通している公認会計士が社内には在籍し、受託企業における内部協力体制を構築可能か。</p> <p>0点 上記に該当しない。</p>
地域精通度	業務対象エリアの情報を熟知しているか。	<p>平成26年4月1日以降に以下のいずれかの実績があるか。</p> <p>10点 宇城市上水道事業、もしくは下水道事業に関する業務委託契約を締結し、履行実績を7件～10件有する。</p> <p>6点 宇城市上水道事業、もしくは下水道事業に関する業務委託契約を締結し、履行実績を4件～6件以上有する。</p> <p>3点 宇城市上水道事業、もしくは下水道事業に関する業務委託契約を締結し、履行実績を1件以上有する。</p> <p>0点 宇城市上水道事業、もしくは下水道事業に関する業務を受託した実績がない。</p>
第一次審査 計		

別表第2（第7条関係）より第二次審査評価欄（3頁～5頁）

評価項目	評価の視点	評価基準
提案内容的確性	業務の実施手順は妥当か。	業務の実施手順に対して以下の評価を行う。 10点 業務の実施手順等の妥当性が高く、工夫が図られ、優れている場合 5点 上記に比べてやや内容に不足がある場合 3点 上記に該当しない場合 【備考】 別記様式第11号により、実施手順の妥当性を確認する。
	採用する手法は妥当か	提案内容の採用手法について以下の評価を行う。 10点 有益な提案、重要事項の指摘があり、優れている場合 5点 上記に比べてやや内容に不足がある場合 3点 上記に該当しない場合 【備考】 別記様式第11号・別記様式第12号により、採用手法の妥当性を確認する。
	検討項目の内容は具体的で量も妥当か	提案内容の妥当性について以下の評価を行う。 10点 有益な提案、重要事項の指摘があり、優れている場合 5点 委託仕様との整合が認められる場合 3点 上記に該当しない場合 【備考】 別記様式第13号により、特定テーマに対する提案内容を評価する。別途費用が必要となる場合は、提案として認めず、かつ評価しない。
	独創性かつ実現性があるか	提案内容の独創性・実現性について以下の評価を行う。 10点 複数の既存技術を統合化する提案があり優れており、尚且つ、提案内容に説得力があり、優れている場合 5点 上記に比べてやや内容に不足がある場合 3点 上記に該当しない場合 【備考】 技術提案の履行確実性や新しい提案があり、優れている場合は優位に評価する。

評価項目	評価の視点	評価基準
業務の理解度	業務の理解度は十分か。	<p>業務実施方針に対して以下の評価を行う。</p> <p>10点 目的、条件、内容の理解度が高く、優れていると認められる場合</p> <p>5点 上記に比べてやや内容に不足がある場合</p> <p>3点 上記に該当しない場合</p> <p>【備考】 別記様式第12号により、過去の実績や業務理解度等について、当該業務の履行に必要な技術力を確認する。</p>
特定テーマに対する取組姿勢	特定テーマに対する取組姿勢が明確でかつ適切か	<p>3つの特定テーマに対する取組姿勢について、以下のように総合的な評価を行う。</p> <p>30点 取組意欲が強く感じられ、質問に対する応答が明快かつ迅速な場合</p> <p>15点 上記に比べてやや内容に不足がある場合</p> <p>5点 上記に該当しない場合</p>
コスト	コストは妥当か	配点×（最低見積額/参加企業見積額）
第二次審査 計		